

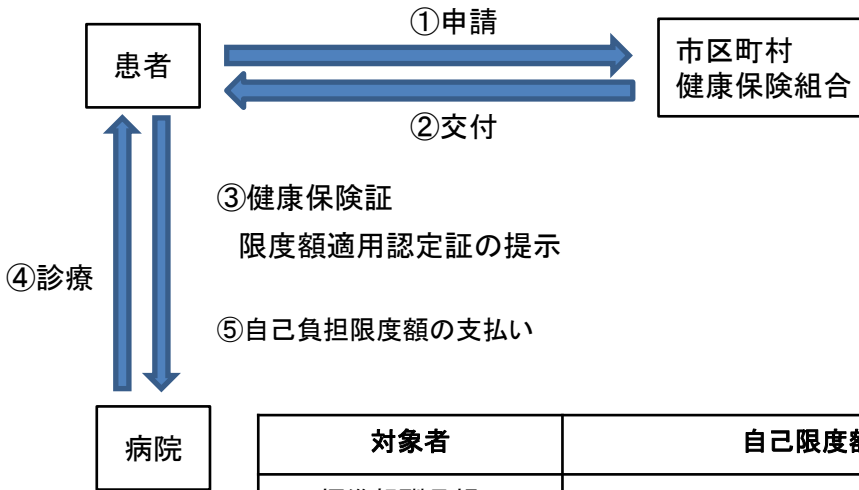
70歳未満の方の限度額適用認定証について

70歳未満の方で、1ヵ月あたりの入院または外来診療費が高額療養費に該当する場合には、「限度額適用認定証」をご利用になれます。医療機関の窓口で「健康保険証」と「限度額適用認定証」をご提示ください。提示いただくことで、医療機関の窓口で支払う費用が高額療養費の自己負担限度額までとなる制度です。（下の表を参照ください）

病気や怪我で入院又は外来受診した場合、多額な自己負担をしなければならないことがあります。「限度額適用認定証」とはこのような場合の費用負担を軽減し、自己負担額が一定の金額を超えたときには、その越えた分が高額療養費として減額（現物給付）されます。

※保険外併用療養費（室料差額等）、食事代、自費診療分についてはこの制度の対象にはなりません。

限度額適用認定証手続きの流れ



対象者	自己限度額	多数該当
ア 標準報酬月額 83万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000) × 1%	140,100円
イ 標準報酬月額 53万円～79万円	167,400円 + (医療費 - 558,000) × 1%	93,000円
ウ 標準報酬月額 28万円～50万円	80,100円 + (医療費 - 267,000) × 1%	44,400円
エ 標準報酬月額 26万円以下	57,600円	
エ 低所得者 住民税非課税	35,400円	24,600円

注1 提示いただいた月より適用になれます。（毎月の提示が必要です。）

注2 提示が無い場合上記制度はご利用になれません。その場合は自己負担額を全額お支払いいただきます。（後日、市区町村、健康保険組合に高額療養費の申請を行い、払い戻しをお受け取り下さい。）

注3 多数該当：1年間（直近12ヵ月）に高額療養費の減額（現物給付）を受けている月が3ヵ月以上ある場合に4ヵ月目以降は自己負担限度額が下がり、更に費用負担が軽減されます。

注4 自己負担限度額は、医療機関毎、医科・歯科別、入院・外来別の取扱いとなります。

交付手続きや制度に関する詳細はお持ちの健康保険証に記載されている市区町村または健康保険組合にお問い合わせ下さい。

健康保険限度額適用認定証

令和 年 月 日交付

被 保 険 者 番 号	記号		番号		
	氏名				男女
	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日			
適 用 対 象 者	氏名				男女
	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日			
	住 所				
発 行 期 日	令和 年 月 日				
有 効 期 限	令和 年 月 日				
適 用 区 分					
保 険 者	住 所				
	保 険 者 番 号				
	名 称 及 び 印				